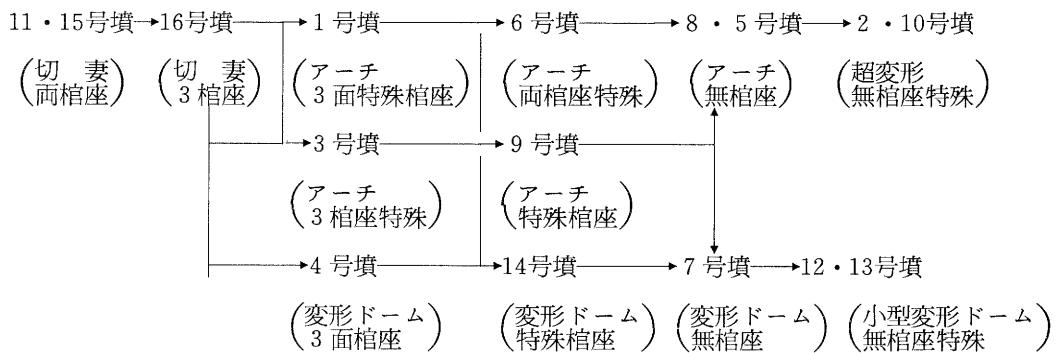


さて、以上を総合して追戸横穴群B地区16基の編年的序列を図示すると、下のようになる。



すなわち、切妻型の両棺座がまず本横穴群の最初の形態でそれが3棺座制へ移行し、やがて3面棺座を発生させ、さらに玄室の規模が小さくなるに従って棺座の縁が玄室中央部寄りに設けられて通路が狭められる特殊型へと発展し、最後に無棺座制へと移行するもののように解することができるのである。

### 3 追戸・中野横穴群をめぐる諸問題

以上で調査の概略を終えるが、最後に本横穴群をめぐる諸問題について、まとめてみたい。

(1) 構造上の問題では、追戸・中野横穴群の中には、福島県や宮城県地方に一般的な棺座設定のあり方とは異なって、独特な棺座を有するものが相当に存在すること。しかもそのような構造の横穴の規模も、決して見劣りはしないこと。さらに、かかる独特な棺座を有する横穴は、涌谷町上郡の一簣横穴群にもみられることから、笠岳丘陵に展開した横穴群の極めて特徴的な構造とみることができる。

(2) 規模の問題に関して、追戸A地区1・2号墳や中野B地区1号墳のような大規模なものがある反面では、1体分の埋葬しか行ない得ないような小規模なものが発見されているが、これも埋葬施設の形態を備えている。

(3) 横穴装飾の問題では、1般にノミによる整形がみられる。特に追戸A地区2号墳にあっては羨道部側壁に整然と列柱状にノミ痕が残存している。加えてこの横穴にあってはさらに間隔をおいて柱状に、また帶状に朱塗の装飾が施されている。

最近、宮城県三本木町山畠横穴群において、ベニガラを用いて同心円文と珠文などを描いた本格的な装飾横穴が発見され(註26)、装飾古墳の研究に新しい照明をあたえているが、この点か

らも2号墳のベニガラによる装飾は注目すべきものがある。

(4) 横穴閉塞の問題では、玄門と羨門の両方が閉塞される2重閉塞性をとるものが相当あること、玄門部の閉塞には、木製蓋が用いられたらしいこと。

(5) 出土遺物の問題では、追戸A地区1号墳からは貴重なトンボ玉の発見並びに関東以西では中期古墳にまで溯る可能性がある玉類が発見されているのをはじめ、中野B地区では、フィゴや鉄鏃が発見されていること。

(6) この点とも関連して被葬者の問題では中央と極めて密接な関連を有する人物が想定されること。

(7) 年代上の問題では、出土した横瓶・提瓶・長頸壺などによって、追戸・中野横穴群の開始が7世紀後半頃に求められ、中野B地区横穴群出土の糸切底の須恵器壺や土師器壺、さらには降って須恵系土器の存在によって、11~12世紀末頃までも存続使用されたものがあることなどに要約できるであろう。追戸と中野を地区別に検討してみると、中野地区の方に追戸地区より古い要素をもった土器が多い。現段階でいえば、横穴群の形成はまず中野地区で行なわれ、次いで追戸地区の方へと展開してゆくのではあるまいか。

(8) 最後に、以上の諸点をふまえて、追戸・中野横穴群の形成と歴史上との関連である。この問題を当地域の開発と関連づけて考えてみることにする。

追戸・中野の地域はもとより、籠岳丘陵山麓に開けた涌谷町は、古代の律令制では陸奥国小田郡に属した。小田郡は今は無いが、現在の遠田郡の東部大半をしめた郡域を有していたとみられる(註27)。その小田郡の名が国史上に初めて見えてくるのは、例の天平の産金事件の年のことである。『続日本記』の天平21年(749)4月の条に引く宣命に、

陸奥国守從五位上百濟王敬福伊部内小田郡仁黃金出在奏互獻

とあるのがそれである。時あたかも聖武天皇の天平の盛時、奈良東大寺の大仏造立の最中で、今を去るおよそ1,200年前にあたる。

勿論、郡そのものの設置はこれを溯る。郡の建置の時期は、記録に明記されていないが、天平14年には黒川郡以北に11郡が確実に存在していたし、さらに天平9年(737)4月には、西隣接する遠田郡の名がみえるので、その頃までには、やはり置かれたであろう(註28)。

ここに、小田郡の建置時期をより一層具体的に推定せしめる考古学上の注目すべき遺跡が小田郡域内で最近発見調査された。土器の考察でもしばしば引合いに出した籠岳丘陵の北麓、涌谷町小里の長根窯跡群がそれである(註15)。この窯跡群は、半地下式のあな窯を構造として、須恵器だけを専用に生産したものであることが明らかとなった。このことは多賀城創建期の瓦を製作するために、8世紀の30年代の頃に同じ宮城県北地方に築かれた窯跡群の構造が、加美郡色麻村日の出山窯跡群にせよ、遠田郡田尻町木戸窯跡群にせよ、地下式でありかつ瓦と一緒に須恵

器を生産しているのに比較すると、著しい相違点ということができる(註16)。

長根窯跡群の生産開始は8世紀初頭にあり、現在のところ、福島県福島市小倉寺高畠窯跡群と共に、東北で最古の須恵器を製作している。しかもその最古の須恵器は、畿内の陶邑古窯跡群や藤原宮跡の出土品に近い地方色のほとんど目立たないものである(註15)。

これらの事実は、多賀城創建以前に、非常に中央的な須恵器製作の技法が、窯と共に篠山長根丘陵に伝播してきていることを物語るものと認められる。多賀城の北方約40km、令制の小田郡域のしかも北端部に近い長根丘陵で畿内的色彩の濃い本格的な須恵器生産がはじまっていることは、大いに注目しなければならない。須恵器の生産体制は律令体制と密接な関係にあったものであり、長根窯跡群の成立の前提として小田郡の建置を想定するのである。こうしてみると、小田郡の建郡も、国史上の初見をはるかに遡る8世紀初頭の頃に考えてよいであろう(註28)。

追戸・中野の地から北西へわずか2km、同じ篠山丘陵の一角、涌谷町小里長根で8世紀初頭に須恵器生産が本格的に開始されたことに関連して、改めて取上げるべきは、追戸・中野横穴群における土器の在り方の問題である。

すでに前節で詳論したところであるが、追戸・中野横穴群の土器は次のような特徴を有している。すなわち第1に、土器の年代としては、全体をひっくりめた場合に7世紀後半から12世紀末頃までのものがあるが、中でも8世紀初頭から中頃までのものが全体の80%を越えていること。第2に、須恵器の数量が土師器の6倍に近く、その中で8世紀前半～中頃の須恵器坏類が特に多いこと、などである。

これも既述したが、東北地方の須恵器のあり方は、7世紀代では大形の甕類と瓶・壺の類や砾などが大部分で坏類はほとんどみられない。古墳に坏が副葬される場合は土師器の坏であった。同時代の須恵器では最も普遍的な坏類が東北地方では欠如していることが、この段階、東北地方では須恵器がまだ生活の具として普及するまでに至っていないことを示すものとみられる(註21)。

このことをもって追戸・中野横穴群出土の土器をみれば、本横穴群にあっては、須恵器の坏類に主流があることが注目される。つまりこの地域においては須恵器が十分に生活の具としてもゆきわたるようになっていた段階に、追戸・中野横穴群の一大展開期が重なっていることが示されているのである。

追戸・中野横穴群出土の須恵器を具体的に長根窯跡と結びつけて論することは、窯跡群の調査がはじまつばかりの現段階としては、妥当ではない。長根窯跡群の継続した研究が必要であるゆえんでもある。しかしながら、8世紀初頭の時点で長根窯跡群が成立していることのもう意義は、非常に大きいものであると考える。追戸・中野横穴群出土の8世紀前半期の須恵器が、よしんば長根窯跡群と結びつかないにせよ、窯跡群の成立は須恵器の普及という条件を現地で十分に満たすものであり、日常用具としての須恵器が横穴に副葬されることを可能にする

1つの有力な背景となりうるからである。

勿論、追戸・中野横穴群の成立は、7世紀後半代にまで溯る。長根窯跡群の成立という極めて中央的な須恵器生産を受け入れ、それを可能にする勢力が籠岳丘陵周辺に存在したのである。須恵器生産の前提として律令体制の成立つまり建郡を考えるなら、その小田郡の建置を可能にした人々の勢力と置きかえてよい。そしてこの勢力は8世紀前半期に一大発展期を迎える11・12世紀末頃まで消長をくりかえす。このようなことが出土した土器からいえるのではないか。

では、その勢力とは何か。どのような現地の勢力が考えられるのであろうか。次にこれを問題としたい。

8世紀初頭の長根窯跡群の成立といい、8世紀前半期の集中的須恵器の埋納といい、これらは8世紀の前半が籠岳丘陵周辺つまり小田郡の歴史にとって中央文化の濃厚に伝播した時期といえる。この点に関連して画期的な現地の出来事は、天平の小田郡の産金事件である。天平の精華ともいるべき奈良東大寺大仏の造営の最中、仏体に塗るべき黄金の調達で天皇をはじめ群臣が憂慮していた時、天平21年(749)2月22日、陸奥国守百済王敬福は駿を馳せて部内小田郡での黄金産出を奏上した。この時宣を得た劇的な報告が与えた喜びがどれほど大きな吉報として中央政府に受けとられたかは、宣命・大赦・改元・免税・産金関係者への論功行賞と続く一連の慶祝措置に明白である。当時越中守として任地にあった大伴家持も宣命に感動し、有名な「陸奥より金を出せる詔書を賀ぐ」長歌と反歌とを詠んだ(註27)。

小田郡の産金は、わが国最初の産金と史上に特筆大書されているが、その産金現地は、追戸・中野の北西わずか2km、同じ籠岳丘陵のうちにある、国の史跡「黄金山産金遺跡」を中心とする地である。

さて、このように天下を驚喜させた小田郡の産金は、一朝にして成ったものではない。すでに、『続日本紀』の大宝元年(701)3月15日条に、

遣追大肆凡海宿弥龜鎌干陸奥 冶金

との記事があり、陸奥に対する早い時期の採鉱冶金技術の注入が行なわれたことがみえる。産金直後に行なわれた論功行賞の対象者として、

獲金人上総国人丈部大麻呂・左京人朱牟須壳・冶金人左京人戸淨山

らがみえる。これらの人々は採金・冶金の技術の指導者として中央から産金地黄金山=籠岳丘陵に入っている。中でも朱牟須壳と戸淨山は共に帰化人であり、産金に果した帰化人の役割を思われる。そういえば、天平21年の当時に陸奥守である百済王敬福や大掾余足人は、その10年前の天平10年には陸奥国府に来任している。なかんずく百済王敬福は百済王家の出身であり、彼に従って陸奥に入った帰化人が少くなかったと想像される。

以上のことがらは、長期かつ着実な地下資源開発の歴史を経て、天平の産金の機が熟したも

のであったことを物語っている。だが、産金はこれら外来者だけの動きによってできたものでは勿論ない。その点で注目すべきが上の陸奥国守の官人や技術指導者に協力し、この産金を磐岳丘陵の現地で支援した人々の存在である(註27)。

天平感宝元年閏5月11日の条に、上記の人々と並んで、獲金人として小田郡の人丸子連宮麻呂が私度僧を特許されて法名を応宝と賜わり、師位に入られたこと、さらに金を出した山の神主小田郡日下部深淵が叙位されていることなどがそれをよく示している。丸子連は奈良平安時代の東北経営史上に偉大な足跡をした道嶋宿弥（もと丸子）の広義の同族かと推察される。彼の法名の「応宝」の宝は、産金に伴う改元号「天平感宝」・「天平勝宝」などの宝に通ずるもので、彼の果した役割の大きさを推察せしめる(註27)。

小田郡の丸子としては、『続日本紀』延暦4年(785)2月7日の条に、

授陸奥國小田郡大領正六位上丸子部勝麻呂外從五位下 以經征戰也

とみえ、『日本後記』延暦16年(797)正月13日条には、「賜小田郡人丸子部稻麻呂等大伴安積連」とある。産金に協力した勢力として、第1に小田郡の丸子を考えなければならない(註27)。

そして、この現地勢力の協力ということに関連してさらに注目すべき次のような記事が『続日本紀』の天平勝宝4年(752)6月17日条にみえるのである。すなわち、

外正六位下君子部和氣 遠田君小挾 遠田君金夜 並授外從五位下

とあるものである。

3人のうち、最初の1人は不明であるが、後の遠田君小挾・遠田君金夜の2人は「遠田君」という氏姓からみて現地人であることはこの先にあげる他の史料に照らして明らかである(註27)。

正史に唐突に記されたこの記事は、その昇叙の理由を全く記していない。この時点で彼らが帯びている外從五位下になった時期も理由も明らかでない。だが天平勝宝4年の叙位は、以下にあげる点から推量して、おそらく産金協力に対する特叙と考えて間違いがあるまい(註27)。その第1は、天平21年の大量貢金をふまえて、天平勝宝4年2月陸奥国の調庸は大改訂され、多賀以北諸部のそれはこれまでの布から黄金の貢輸に改められた。その割合は正丁4人に金1両でここに産金地は一大採金事業の展開期を迎えることになる。この直後に、現地人が叙位されている点を重視しなければなるまい(註27)。

第2に、文献上、遠田・小田郡人で「外從五位下」に叙せられた者を探すと、平安時代に入れば前記小田郡大領や遠田郡領のような郡司クラスの者に限って例がでてくるが、奈良時代では全くその例をみない。

第3に、「遠田君」は、郡領でさえもが一般に何故か「田夷」の姓を帶びている。「田夷」は蝦夷の姓であり、その姓を称している限り公民と同列には扱われなかつた。それがために田夷は、この夷姓を永く子孫の恥辱と受けとめ、切にその改姓を願望した(註27)。

これらを総合して考えるならば、本来田夷であるべき遠田君小掠や同金夜が田夷と称されていないのはもとより、いわば辺境貴族の身分的証しともいべき「外從五位下」の叙位が、如何に大例外に属するかがわかる。その破格の恩典の理由を産金協力の観点からとらえることは、これが潮野をあげて慶祝された事件である点からみて自然であり、これに近い時期の現地人特叙の事例に徴してみても極めて妥当性があるだろう(註27)。

この先でみるように、遠田君という姓の分布は、遠田・小田両郡内いわば篠岳丘陵地域内に限ってみられる独特のものである。この点小田郡にもみられた丸子が陸奥から東国の各地に広く分布しているのに比較して、きわだった特色をもっている。この面で遠田君の勢力は、現地の勢力としてはるかに根深いことが観察される。天平勝宝4年の破格の恩典記事は、律令政府に協力した遠田君の勢力をヴィヴィットに描き出していると考えるが、この際さらに深く遠田君の歴史と勢力を考察してみなければなるまい。幸いにも、奈良平安時代の正史に、何故かこの田夷遠田君はしばしば登場しているのである。

遠田君の初見は、『続日本紀』の天平9年(737)4月14日条で、奥羽連絡直通路の開設に先立って陸奥の山海両道の蝦夷を慰喻した際、田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人が命を受けて海道蝦夷の鎮撫にあたった。海道とは牡鹿・桃生地方で、いわゆる北上川下流流域の地方である。

また、延暦9年(790)5月には、遠田郡領外正八位上勲八等遠田公押人というのが、田夷の姓を改めて内民の例にならいたいと願い出て許され、遠田臣の姓を賜わっている。押人は翌年2月に「外從五位下」に叙せられた。征夷の功績らしい。さらに降っては天長3年(826)正月、遠田臣人綱が外從五位下を授けられている。

さらにみると、弘仁3年(812)9月には遠田郡人勲七等竹城公金弓等396人が、田夷の姓を改めて公民となり課役に従いたいと願い出て許されている。この時に遠田郡の遠田公五月等69人が遠田連に、意薩公持麻呂等6人が意薩連を賜わり、小田郡の人意薩公継麻呂・遠田公淨継等66人が陸奥意薩連となっている。

また、弘仁6年(815)3月にも、遠田郡の人遠田公広楯等29人が遠田連に、意薩公広足等16人が意薩連となっている。弘仁紀によって遠田公(君)にせよ意薩公にせよ、両者が小田・遠田の両郡にまたがって、分布存在していることが知られる。

遠田郡でも、「遠田臣」の姓を授けられた家は遠田郡領の譜第の家であり、「遠田連」姓のものは、その一族でも傍系に属していたであろうとの見解がある(註29)。いずれにしても、こうして田夷遠田君一族は、8世紀前半から9世紀前半ごろまでの1世紀にわたって国史上に登場し、郡司の家を中心にその一族が遠田・小田両郡に分布して支配を継続したものと考えられる。ただし、小田郡では既述のように丸子姓のものが有力ではあるらしい。だが、遠田・小田両郡は篠岳丘陵でも一連である。このことは、遠田郡で郡領の地位につく遠田君も、小田郡で郡領の地位を

得ている丸子部も、両郡に存在していることにもあらわれている。大槻文彦氏は、小田郡の郷として『和名抄』にのる「小田郷」を今日の涌谷町籠岳太田に比定し、弘仁紀にみえる「意薩」を「おさと」とよみ、これも籠岳丘陵の北麓涌谷町小里地区に比定している(註30)。大槻氏の籠岳丘陵北麓重視説は、意薩公の姓を称する者に遠田・小田両郡人があり、その小里は両郡の中間をしめている点から注目に値すると思う。意薩公と遠田君(公)とは深い関係を有したのである(註27)。

この点で天平9年4月、遠田郡領の田夷遠田君雄人が海道蝦夷の鎮撫にあたっていることは堪だ示唆的である。彼が功をおさめるためには、遠田君の勢力が海道に接する籠岳丘陵の北麓の方にも及んでいることを前提にしなければ理解しがたい。

従って、小田郡では丸子が有力であったとしても、遠田君の協力がなければ強力な在地支配は完成しなかったと思われる。歴史的に籠岳丘陵第1の現地勢力がこの田夷遠田君であったのではあるまいか。田夷が特殊扱いされたにもかかわらず、史上にしばしば見えることは、田夷に対する関心が決して低くなかったことのあらわれである。田夷と籠岳丘陵上に展開した横穴に特徴的な特殊棺座、田夷の協力とトンボ玉、これらに歴史的な関連性を求めることができるのではないだろうか。

このようなことを考えてくると、追戸・中野横穴群の背後には、古代の涌谷まちの開発が秘められているとの感をますます深くするのである。

## V 結 語

追戸・中野横穴群は、陸前地方における後期古墳文化の研究にとって、種々の新しい問題点を包含し提起している。

それは、追戸・中野横穴群に独特の構造様相を示すものが含まれているばかりでなく、陸前地方一般の横穴古墳に共通する様相をも示し、この両者が入り混じることで、辺境における特殊性をあらわしているからである。

横穴古墳の太平洋側における分布の最北限が、栗原郡の山岳地方迫川流域にあり、横穴古墳の造営それ自体が中央文化の伝播を意味するものである以上、横穴の分布は古代東北の経営史と密接な関連を有していると考えられる。

追戸・中野一帯に遺存するかなりの数の横穴群について、今後さらに克明な調査が重ねられるならば、その歴史的意義もより一層解明されることになるであろう。